

實行方法。

(一) 組合員一名より爭議基金として金十銖宛を年二回に可
能なる時期に於て提出する事、その時期は執行委員會に一
任する事。

(二) 爭議基金としての寄附金を一般から募集する事。
(三) 爭議基金切手、記念口等を販賣し、其の利益を爭議基
金に繰入れる事。